（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　次に掲げる政令の規定中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

一　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）別表第十二号

二　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）別表第二第十七号

（計量法施行令の一部改正）

第十三条　計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条に次の一号を加える。

四　独立行政法人労働者健康安全機構

（産業技術力強化法施行令の一部改正）

第十四条　産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

別表中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十　独立行政法人労働者健康安全機構

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第十五条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人労働安全衛生総合研究所の項を削り、同表独立行政法人労働政策研究・研修機構の項中「労働者災害補償保険法」の下に「（昭和二十二年法律第五十号）」を加え、同表独立行政法人労働者健康福祉機構の項を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構	独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十三条第一項	厚生労働省令	同条第二項	一般会計（労働者災害補償保険法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行われる業務に係る経理における国庫納付金にあっては、労働保険特別会計労災勘定）

（電波法施行令の一部改正）

第十六条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第十七条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「以下同じ。）」の下に「、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の規定による退職金共済（以下単に「退職金共済」という。）」を、「当該確定給付企業年金」の下に「、退職金共済」を加える。

第九条の二中「確定給付企業年金」の下に「、退職金共済」を加える。

第二十二条第一項第三号中「次項第三号」を「次項第四号」に改め、同号ハ中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該実施事業所の事業主の実施に係る退職金共済契約（中小企業退職金共済法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。）が解除された場合における同法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額であって、独立行政法人勤労者退職金共済機構が同項後段の規定により当該資産管理機関に移換するもの

第二十二条第二項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前項第三号に掲げる資産　中小企業退職金共済法第十七条第一項後段の規定による申出を行った日の属する月の翌々月の末日以前の企業型年金規約で定める日

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第十八条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号中「独立行政法人労働者健康安全機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改める。

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令の一部改正）

第十九条　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人教員研修センター」の下に「、独立行政法人勤労者退職金共済機構」を加え、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）」を削り、同条第四項中「、労災リハビリテーション作業所の長」及び「労災リハビリテーション作業所、」を削り、同条第五項及び第六項中「、労災リハビリテーション作業所の長」を削る。

第六十五条第二項及び第六十七条第二項中「、労災リハビリテーション作業所」を削る。

第六十九条第二項及び第四項第二号中「身体障害者支援施設に入所している者、」を「身体障害者支援施設に入所している者又は」に改め、「又は労災リハビリテーション作業所に入所している者」を削り、「、保護施設の長又は労災リハビリテーション作業所」を「又は保護施設」に改め、同条第八項中「、保護施設の長若しくは労災リハビリテーション作業所」を「若しくは保護施設」に改め、同条第九項中「、労災リハビリテーション作業所の長」を削る。

第百三条第一項の表第六十四条第一項の項中「、労災リハビリテーション作業所（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）第十二条第一項第七号に規定するリハビリテーション施設をいう。以下この節において同じ。）」を削る。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二十一条　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「別表の規定により次項に規定する月数」を「同項の政令で定める月数に対応する別表の下欄に定める金額に基づき付録の式」に改め、同条第二項中「平成二十五年改正法附則第三十六条第一項」を「同条第一項」に、「第五十五条」を「、第三十一条の二第一項及び第五十五条第四項の規定によりその例によることとされる同条第一項」に、「を行った」を「に係る」に改める。